

令和6年6月27日

鹿屋市社会教育委員の会議  
議長 宮下 恵子 様

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

## 諮 問 書

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、次の理由を付して社会教育委員の会議に諮問します。

### 諮問事項

家庭・学校・地域が一体となった家庭教育支援  
～鹿屋のヒト・モノ・コトを生かして～

### 諮問理由

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、乳幼児期からの日常的な営みの中で、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものである。

しかし、多様な家族形態への変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が見られる。これらのことは、国や県における教育振興基本計画にも現状として示されている。

そのため、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっている。そこで、この2年間は、家庭・学校・地域が一体となった家庭教育支援について、「鹿屋のヒト・モノ・コト」に焦点をあて、今後の具体的な方策を検討していく必要がある。

これらの社会情勢と、令和2年3月に策定した鹿屋市「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、鹿屋市の特性を生かした答申となるよう、幅広い観点から御協議くださるようお願いいたします。